

資料

【緑の基本計画策定委員会について】

深谷市緑の基本計画策定委員会設置要綱

平成21年6月1日 市長決裁

(設置)

第1条 都市緑地法第4条4項に基づき、深谷市緑の基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、深谷市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 計画案の施設調査に関すること。
- (3) その他計画策定等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他市長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は計画の策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

深谷市緑の基本計画策定委員名簿

(敬称略)

委 員		氏 名	備 考
一号委員	市議会議員	馬場 茂	深谷市議会議員
		加藤 温子	深谷市議会議員
		田島 信吉	深谷市議会議員
		富田 勝	深谷市議会議員
二号委員	識見を有する者	栗原 宏義	深谷市人材バンク
		出浦 順子	深谷市人材バンク
		村川 文彦	千葉大学園芸学部講師
三号委員	関係団体の代表者	清水 博幸	深谷商工会議所
		荻野 正一	豊里商工会
		鈴木 豊彦	岡部商工会
		笠原 孝之	川本商工会
		市川 誠一	花園商工会
		島田 一雄	JA ふかや
		田尻 彰	深谷市自治会連合会
		今西 明一※	深谷工業連絡会
		酒井貴久代志	荒川中部土地改良区
		柳瀬 崇	ふかや緑の王国 開拓ボランティア
四号委員	その他市長が特に認めた者	佐藤 武雄	元埼玉県緑の推進員
		太田 あや子	もみの木ガーデン代表
		田中 富子	川本地区青少年健全育成会顧問

(平成 21 年 12 月時点)

※第 1 回策定委員会までは茂木 薫氏

【深谷市緑の基本計画策定委員会の経過】

会議名	開催日時・場所	議事内容
第1回策定委員会	(日時) 平成21年8月10日(月) 午後1時30分～ (場所) 深谷生涯学習センター・深谷公民館中会議室	(1) 協議事項 第1号深谷市緑の基本計画策定委員会会議運営について (2) 報告事項 第1号深谷市緑の実態調査について 第2号将来目標の検討について 第3号今後のスケジュールについて
第2回策定委員会	(日時) 平成21年10月26日(月) 午前9時30分～ (場所) 深谷生涯学習センター・深谷公民館大会議室	(1) 協議事項 第1号将来目標及び基本方針の検討について(緑の将来像、緑の配置方針など) 第2号緑の推進施策の検討について 第3号今後のスケジュールについて
第3回策定委員会	(日時) 平成21年11月28日(土) 午前9時30分～ (場所) 藤沢生涯学習センター・藤沢公民館大会議室	(1) 協議事項 第1号将来目標及び基本方針の検討、緑の推進施策の検討について 第2号地区別の方針について 第3号今後のスケジュールについて
第4回策定委員会	(日時) 平成22年2月中旬を予定 (場所) 未定	—



第2回策定委員会の開催状況

【都市公園の種類】

種類	種別	内容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できるように、敷地面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積2haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏居住する者が用に利用することができるように、敷地面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺等の自然条件に応じ適切に配置する。	
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて配置する。	
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。	
	墓園	その面積2/3以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じて配置する。	
	その他	児童の交通知識及び交通道徳を体得させることを目的とする交通公園、その他の該当都市の特殊性に基づいて適宜配置します。	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション公園	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。	
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるように十分配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。	
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。	
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。	
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所あたり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	

【深谷市における開発の際の緑化の基準】

深谷市開発行為等指導要綱施行基準第5条より抜粋

(開発行為等の施工)

第5条 施行基準は、次のとおりとする。

(2) 公共施設整備基準

ア 公園及び緑地 開発行為等をする土地の区域内の公園及び緑地の確保の基準は、次の表のとおりとする。

開発面積\用途	住宅系		住宅系以外
	一戸建住宅	共同住宅	
0.3ha 未満	生垣の設置	5%以上の緑地を確保	5%以上の緑地を確保
0.3ha 以上 0.5ha 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3%以上の公園 ・ 管理及び帰属は協議 ・ その他生垣の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3%以上の公園 ・ 管理及び帰属は協議 ・ その他 6%以上の緑地を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10%以上の公園・緑地を確保 ・ 管理及び帰属は協議
0.5ha 以上			<ul style="list-style-type: none"> ・ 15%以上の公園・緑地を確保 ・ 管理及び帰属は協議

なお、0.3ヘクタール以上の開発行為等においては、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例(平成17年埼玉県条例第20号)も併せて遵守すること。

備考

- 1 植樹は、10平方メートル当たり高木1本以上又は20平方メートル当たり高木1本及び低木20本以上を原則とする。なお、高木とは、成木に達した時の樹高が3.5メートル以上になる樹木をいい、低木とは、高木以外の樹木をいう。
- 2 芝生は、緑地に含まない。
- 3 生垣及び緑地は、できる限り道路側に設置することが望ましい。
- 4 生垣を緑地の面積に加算する場合、50センチメートル幅を基準とし算出する。

【用語解説】

【あ行】	
●アグリ・ハローワーク	農地を活用するために所有者が貸し出しや売却を希望する不耕作農地を市ホームページで公開し、耕作者を募って仲介する深谷市の制度。
●アダプト制度	行政が、公共施設（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度。
●美しい国づくり大綱	「自然と調和した美しい景観を次世代に引き継ぐ」という理念の下、美しい景観づくりのための基本的考え方や具体的な施策を示したもの。
●運動公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般を対象として主として運動のために利用することを目的とする公園。都市規模に応じ一箇所当たり15～75haを標準として設置する。
●延焼防止帯	延焼被害を食い止めるために防災上の観点から設けられる可燃性の低いもので構成された帯状の地域。
●オープンガーデン	私有地である庭などを開放して、不特定多数の鑑賞者を受け入れる仕組み。イギリスで始まった。
●オープンスペース	公園・広場・河川・農地など建築物などによって覆われていない土地の総称。
【か行】	
●街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。一箇所当たり0.25haが標準。
●緩衝緑地	一般的に工場・コンビナート地帯や道路などから周辺の市街地への公害や災害を防止するために設置される緑地。狭義には都市公園法に基づく都市公園の一つ。
●かん養	地表の水（降水や河川水）が地中に浸透し、地下水が供給されること。
●供給処理施設	都市活動に必要な資源の供給施設及び処理施設。
●広域緑地計画	都道府県が広域的観点から配置されるべき緑地の目標水準や配置計画を示す計画。
●国勢調査	日本に住んでいるすべての人を対象とする国の最も基本的な調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするために、5年ごとに行われる調査。
●国土形成計画	国土の自然的条件を考慮して、日本の経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するために定められる総合的かつ基本的な計画。
●国土交通省環境行動計画	国土交通行政のあらゆる局面で環境負荷の低減をはかるために定められた計画。
【さ行】	
●市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、および概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域。
●市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
●施設緑地	都市公園、その他の公共施設や民間施設の区画内に存在している緑地。
●市民農園	都市住民の人々がレクリエーションなどの目的で野菜や花を栽培する場として、農機具収納施設や休憩施設などが整備された農園。
●市民緑地	都市緑地法に基づき、緑地の所有者と契約を交わして、行政が土地を借り受け、一定の期間、市民に開放する緑地。
●社会資本整備重点計画	電気水道や道路などの社会資本の整備の方向性を定めた計画。
●白地区域	土地利用の用途指定がされていない区域。
●線引き	市街化区域と市街化調整区域に区域の区分を定めるもの。
●ソフト施策	目標の達成のために設備の整備することをハード施策と呼ぶことに対して、目標の達成のための仕組みや制度などをソフト施策という。

【た行】	
●地域制緑地	一定の土地の区域に対して、良好な自然的環境などの保全を図る事を目的に法律などでその土地利用を規制する緑地。
●低炭素社会	温室効果ガス（二酸化炭素など）の排出量が少ない仕組みをもつ社会。ガスの排出量を自然界が吸収できる範囲に収めることを目的とする。
●特殊公園	利用の特殊な都市公園で、風致公園・動植物公園・歴史公園・墓苑などを総称している。
●特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地についてそれを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区。
●都市計画区域	都市計画制度上の都市の範囲。
●都市計画区域マスタープラン	都市計画区域ごとの整備、開発及び保全の方針を定めるもの。
●都市計画マスタープラン	市町村の都市計画の基本的な方針を定めるもの。市町村マスタープランともいわれる。
●都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
●都市緑地法	良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。
【は行】	
●パブリックコメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。
●バリアフリー化	障害のある人や高齢者が生活・行動する上で妨げとなる障害（バリア）をなくし、安心して暮らせる環境を作ること。
●ヒートアイランド現象	都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。
●風致地区	都市計画法に基づき、都市における自然のおもむきなどを維持するために指定する地区。
●ふるさと緑の景観地	「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、相当広範囲にわたりふるさと埼玉を象徴する緑を形成している地域として埼玉県が指定するもの。
●保安林	地下水のかん養、土砂流出の防備などの目的で指定される森林。
●ポケットパーク	道路整備等でできた小規模な残地などを利用してつくる小規模の公園。
【ま行】	
●緑の政策大綱	生活者重視の視点に立ち、緑の保全、創出、活用に関する諸施策の基本方向と基本目標を明確にし、施策の総合的展開について示したもの。市町村による緑の基本計画の策定推進についても言及されている。
●緑のネットワーク	幹線道路の街路樹や河川の緑などが相互に結びつけられ、水や緑を感じ、ふれあうことのできる空間。
【や行】	
●遊休地	活用されずに放置されている土地。
●ユニバーサルデザイン	道具や施設などについて年齢・性別・障害の有無を越えて、全ての人が自由に活動し生活できるようにすることを基本としたデザイン。
●用途指定区域	市街地における土地利用に関して住居、工業、商業などの大枠を都市計画に位置づけるもの。
【ら行】	
●ランドマーク	一定の地域を移動中にまたそこに戻ってくるための目印とするの特徴的な物を指す。
●緑地協定制度	土地所有者の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。
●緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域など一定要件に該当する緑地を保全するために、都道府県と政令指定都市などが、都市計画に定める地域地区。

